



補助金の手続きの流れ

令和4年度分	令和5年度分	提出書類
<p>①申請書類の提出〔右表参照〕</p> <p>審査(書類審査・現地調査等)</p> <p>↓</p> <p>補助金等交付決定通知書を松江市から送付します</p> <p>↓</p> <p>ごみ集積所の整備の着手</p> <p>②着手届の提出：様式第4号</p> <p>着手日は、決定通知の日付以降</p> <p>↓</p> <p>ごみ集積所の整備の完了 申請時の見積書に基づく費用の支払</p> <p>③完了届の提出：様式第4号</p> <p>※完了日は、経費の支払いが完了した日</p> <p>↓</p> <p>④実績報告書類の提出〔右表参照〕</p> <p>実績報告書は経費の支払いが完了した日以降(領収書の日付)</p> <p>実地確認(市で現地の確認作業を行ないますが、場合によっては立会いを願います)</p> <p>↓</p> <p>補助金額の確定を松江市が行います</p> <p>↓</p> <p>補助金等確定通知書を松江市が送付します</p> <p>⑤請求書類の提出〔右表参照〕</p> <p>補助金交付請求書提出後30日以内に申請者の指定する口座へ確定通知書に記載された補助金が振り込まれます</p>	<p>A:次年度事前交付申請書の提出(令和4年10月末まで)</p> <p>令和5年3月補助金事前交付結果通知書を松江市から送付します</p> <p>①申請書類の提出</p> <p>以下、令和4年度と同様</p>	<p>1.申請時に提出していただくもの</p> <p>①補助金等交付申請書(様式第1号)</p> <p>添付書類</p> <p>1)申請世帯名簿 集積施設を利用する世帯の世帯主氏名と住所を署名したものを</p> <p>2)位置図 設置場所と集積箱を利用する世帯を図上で色分け(マーカーペンなど)したものを</p> <p>3)構造図 形・寸法・容積・材質等がわかるもの(カタログ・設計図面等) 修繕で図面等がない場合は写真に寸法、部材等を記入したものを</p> <p>4)見積書(一式見積りや値引きの記載は不可) 形式が同じ集積箱の見積書を2社提出してください。 収集箱本体経費及び設置工事費とし、値引きの記載は不可とします。</p> <p>5)整備前写真 整備する場所の写真日付の入ったもの、移動する場合は、新旧両方の場所を写したものを</p> <p>6)土地所有者の同意書(写し) 設置場所が民地の場合は土地所有者と交わした使用承諾書の写し登記簿謄本及び公図、市や県・国の土地にかかる場合は占用許可書等の写し</p> <p>2.実績報告時に提出していただくもの</p> <p>④補助事業等実績報告書(様式第5号)</p> <p>添付書類</p> <p>1)位置図 申請時と変更ない場合は同じものを</p> <p>2)整備後写真 整備後の写真日付の入ったものを</p> <p>3)経費証明書 領収書(郵便局に振り込んだ場合は、払込票兼受領証)及び、その内訳明細(領収書の本書が提出できない場合は、市で本書をコピーしますのでお申し出ください)</p> <p>3.請求時に提出していただくもの</p> <p>⑤補助金等交付請求書(様式第7号)</p> <p>添付書類</p> <p>1)口座振替依頼書 申請人の金融機関口座(振込先が申請人と異なる場合は、補助金の受領に関する委任状が必要となります)</p> <p>2)確定通知書の写し</p>